

左から：浅野ふみ子党県副委員長、加藤英雄県議、みわ由美県議、寺尾さとし前県議（10月2日千葉県庁）



## 千葉県袖ヶ浦福祉センター (障害者・児への支援施設) 廃止撤回を申し入れ

### 【千葉県知事あての申し入れ事項】

1. 廃止方針は、いったん凍結し、再度、抜本的見直しをおこない、撤回すること。
2. 県立施設として存続し、老朽化している施設を建替えること。少人数ケアへの転換も可能となる小舎制導入や十分な職員配置、研修を行うこと。
3. 民間施設に対する財政的支援も拡充すること。

千葉県は、千葉県袖ヶ浦福祉センターについて、2013年の職員による入所者暴行死亡事件を受けて、外部の「第三者検証委員会」や「見直し進捗管理委員会」などを設置し、見直しを進めてきました。

県は8月31日、同センターを2022年度末までに廃止することを公表しました。同センターは「知的障害者及び知的障害児の福祉の向上を図る」（設置及び管理条例）ために設置された県立施設で、更生園（障害者支援施設）、養育園（福祉型障害児入所施設）などで構成され、2006年から社会福祉法人千葉県社会福祉事業団が指定管理者となり、管理運営されています。

## 「廃止先にありき」…福祉を削って、県の負担を減らす千葉県政

県は、重度の強度行動障害者・児への支援について、「検討会議」での「各地域で必要な支援が受けられるシステムを構築する」ことをもって、同センターの「県立施設としての役割は終息する」との意見などを廃止の理由にあげて、重度の強度障害者に対する様々な支援は「民間の施設」でやれるから「公の施設」はなくすというのです。

しかし2016年7月に策定された県有施設を縮減する「公の施設見直し方針」において、同センターは、その対象となっており、「行革」が廃止の引き金になったことは明らかです。地方自治体である千葉県の責務は「住民の福祉の増進を図ること」（地方自治法）です。福祉の仕事は「行革」の対象にすることは断じて許されません。県は、重度の強度行動障害者の「支援システム」（暮らしの場の支援会議）を構築すると言います。このシステムは、「支援度判定」「短期入所先調整・決定」「民間施設・グループホームへの補助」など行うものですが、だからと言って県立施設を廃止してもよい、ことにはなりません。

センター廃止によって利用者全員は民間施設に移ります。利用者と家族の十分な理解と納得は、希望に沿った施設・グループホームなのか、いままでと同様の支援が確実に受けられるのか、費用は増えるのか、など数々の問題が懸念されます。県から紹介された移行先を確認に行った方からは「更地だけ見せられ、施設（グループホーム）は、これから建てる。負担も上がる。職員人数などもわからない。それなのに申込書を書くように言われた」と、怒りの声を寄せています。センター職員の雇用確保なども事業団まかせになるのではないかと、危惧されます。